

令和7年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)

以下は制度の概要です。
要件に当てはまるか等、まずは
ご相談ください。

これから夫婦等として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、婚姻等に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍または岐阜県パートナーシップ宣誓制度による宣誓をした世帯
- ② 夫婦等の所得を合わせて500万円未満
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ 婚姻等の日における夫婦等の双方の年齢が39歳以下の世帯
- ④ 新居は高山市内で、夫婦等のどちらかは新居で住民登録をし、現に居住している世帯
- ⑤ 過去に同様の補助金や、新居に対する補助金をもらっていない世帯

※令和6年度にこの補助金を受給した世帯のうち、補助金の受給額が令和6年度の補助上限額に達していない世帯は、令和7年度の補助金の対象となる場合があります。

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の取得費用
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

※令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った費用に限ります。



いくら補助を受けられるの？

婚姻等の日における夫婦等の双方の年齢が**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

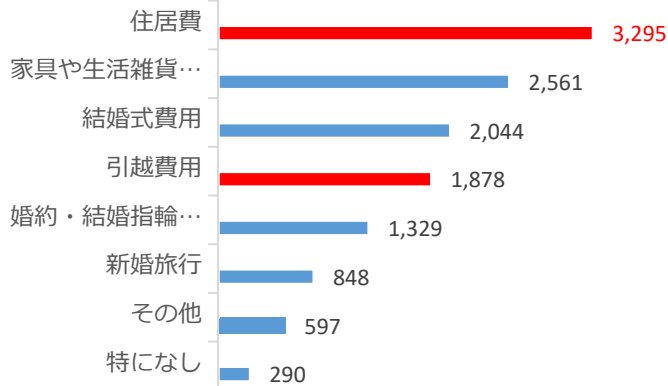
令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、

- ① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

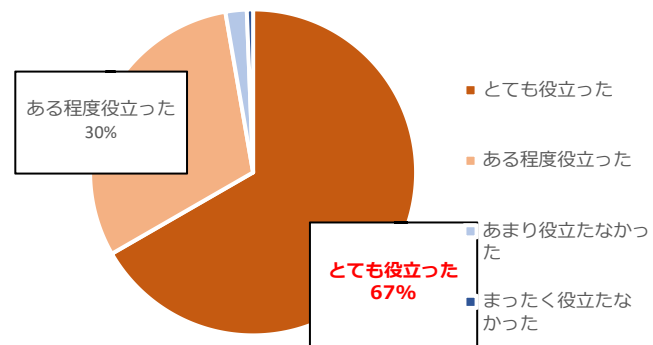


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありましたが、この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、高山市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

お問い合わせ先：高山市役所 協働推進課

〒506-8555 高山市花岡町2-18 電話：0577-35-3412

MAIL：kyoudou@city.takayama.lg.jp

HP：<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000022/1001398/1010645.html>

